

事務連絡  
令和6年1月5日

各都道府県ふるさと納税担当課 } 御中  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当課 }

総務省自治税務局市町村税課

令和6年能登半島地震による被災団体の寄附者に対する  
ふるさと納税ワンストップ特例の対応について

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条の規定に基づく、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例」）について、令和5年中に行った寄附については、令和6年1月10日までに寄附先の地方団体に「申告特例の求め」を行う必要がありますが、令和6年能登半島地震による被災団体の寄附者に対しては、同日以後に当該「申告特例の求め」が行われた場合であってもふるさと納税ワンストップ特例の対象として取り扱うなど、柔軟に対応するようお願いいたします。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

(連絡先)

自治税務局市町村税課

寄附金税制係

電話：03-5253-5669（直通）